

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変更点

主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正(拡充)前 (令和6年9月分まで)	改正(拡充)後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を 養育している方	<u>高校生年代までの児童</u> (18歳到達後の最初の年度末まで)を養育 している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 一律：15,000円 ● 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生 一律：10,000円 ● 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ● 所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	年3回 (各前月までの4ヶ月分を支払) 10月分～1月分…2月 2月分～5月分…6月 6月分～9月分…10月	<u>年6回 (各前月までの2ヶ月を支払)</u> 10・11月分…12月 12・1月分…2月 2・3月分…4月 ※支給月の5日 4・5月分…6月 (銀行休業日の場合は 6・7月分…8月 その後の営業日) 8・9月分…10月 に振り込みます。
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担等がある</u> <u>18歳年度末以降から22歳年度末までの子</u>

今回の改正により、手続きが必要な方

添付書類を確認し、手続きをお願いします。
 手続き確認フローチャートは、別紙のとおりです。

手続きが必要な方	手続方法・提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方 ②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外である方	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・ 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カードなど） ・ 請求者名義の通帳又はキャッシュカード ・ 請求者の健康保険証の写し
③新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方 ★新たに児童手当の対象となる方だけでなく、 <u>現在、受給中で該当する方も提出が必要です。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当額改定認定請求書 ● 監護相当・生計費の負担についての確認書
④支給対象となる高校生年代の児童の住所が河南町にない方	<ul style="list-style-type: none"> ● 別居監護申立書 【必要な添付書類】 ・ 児童の属する世帯全員の住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載があるもの）

受給資格者（請求者）について

河南町に住所を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方

※父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方（生計中心者）が、手当の受給資格者になります。

受付期間

令和6年9月24日（火）から

令和6年10月25日（金）まで

改正（拡充）で新たに対象となる方の

手続きの期限

【最終期限】令和7年3月31日（月）

手続き書類を令和6年10月25日（金）までにご提出ください。

※河南町に住民票があり手続きが必要と思われる方には9月中旬に通知を送付しています。

通知が届いていない方で申請が必要な方（保護者のみが町にお住まいの方など）はご連絡ください。

この期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合（*新規で手当が認定される方）は、令和6年10・11月分の手当の支給月は12月ではなく、令和7年2月以降になります。同様に、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及して手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります）。

手続きが不要で、支給額及び支給期間が変更となる方

- 所得制限により、特例給付を受給している方
- 高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童を養育している世帯で、町の保有する受給者情報に当該児童の登録がある方
- 3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方（大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんを養育していない方）
- 児童手当（特例給付）を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校修了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方

➡ 支給額が変更となる方には令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りする予定です。

公務員の方

児童の保護者（生計中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

その他

- 令和6年9月30日以前に町から転出する場合は、転入先の自治体で手続きを行ってください。
- 制度改正に伴い、これまで支給月に送付していた「支払通知書」は廃止となります。

問い合わせ先 河南町役場 こども1ばん課（TEL：0721-93-2500）

【河南町ホームページ】

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

<https://www.town.kanan.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkaijimukyoku/kodomo1banka/gyomuanai/2/2/379.html>

